

特 記 仕 様 書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物(特定建設資材(アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材)が廃棄物になったものをいう。)について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)並びに資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、建設リサイクル法第12条に基づき、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について告げなければならない。
3. 対象となる建築工事においては、工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
4. 対象となる建築工事においては、工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を本工事の監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、広島県(環境局)が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記5. に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。
7. 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に確認の上、受注時は契約締結の日から10日以内に、登録内容の変更及び訂正時は変更契約締結の日から10日以内に登録機関に登録しなければならない。(ただし、工事請負代金500万以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)また、「工事カルテ受領書」が届いた場合、ただちにその写しを監督員に提出すること。

特 記 仕 様 書 2

8. 当該工事により発生する建設発生残土は、近接地に処分先を見込んでいる。処分地については発注者と協議するものとする。